

## 共通規定例文（準則）集【素案】

### 1 はだのっ子応援券

（はだのっ子応援券と使用料）

第●条 秦野市はだのっ子応援券の交付等に関する規則（平成29年秦野市規則第●号）に規定するはだのっ子応援券の交付を受けた者は、それを係員に提出することにより、1枚当たり使用料（●●室、●●室及び●●室の専用使用に限る。）の50パーセント相当額（50円を単位とし、その額が50円未満となる場合は、切り捨てるものとする。また、その額が10,000円を超えるときは10,000円とする。）として使用料の納付に代えることができる。

改正のポイント

- ・「地域貢献券」の例に倣い、各施設の規則にも規定する。
- ・応援券の交付は「補助」に近い運用となるため、減免とは別に規定する。

### 2 減免

（使用料の減免の手続等）

第●条 （略）

2 使用料の減免の基準は、次に定めるとおりとする。

- (1) 本市が事業支援する、社会教育に関係する団体又は公共的団体が、その運営に係る会議又は公益性のある事業のために使用するとき、免除する。
- (2) 本市で活動する、社会福祉に関係する団体、子育て支援に関係する団体、ボランティア団体及び特定非営利活動法人が、その運営に係る会議又は公益性のある事業のために使用するとき、免除する。
- (3) 前2号に掲げる事業以外で、本市が共催する事業のために使用するとき、50パーセント減額する。
- (4) 市内の高等学校及び本市と提携事業を実施する大学（これらに準じる学校を含む。）が教育活動として使用するとき、免除する。
- (5) 前号に掲げる高等学校及び大学以外の高等学校又は大学（これらに準じる学校を含む。）が教育活動として使用するとき、50パーセント減額する。
- (6) 市内の中学校及び高等学校（これらに準じる学校を含む。）が部活動とし

て使用するとき、顧問等の引率がある場合に限り、免除する。ただし、この場合において、第●条に規定する使用の抽選の申込みをすることはできないものとする。

- 3 前項の規定により使用料を減額する場合においては、50円を単位とし、その額に50円未満の端数があるときは、切り捨てるものとする。

改正のポイント

- ・原則として各施設とも条文は統一
- ・「本市（学校等含む）が使用する場合は免除」等の基準は削除（市長による直接使用であり、「減免」という概念ではない）
- ・特殊な利用形態がある施設（文化会館、スポーツ施設等）においては、準則の各号に当てはまらない場合は独自の減免基準を追加

### 3 定期的企業使用

（定期的企業使用の対象施設等）

- 第●条 条例第6条の2に規定する定期的企業使用の対象施設及び時間帯は、別表●のとおりとする。

（定期的企業使用の期間）

- 第●条 条例第6条の2に規定する定期的企業使用の期間は、1年以上2年以内とする。

（定期的企業使用の使用候補者の募集及び選定）

- 第●条 市長は、毎年度一定期間を定め、定期的企業使用の使用候補者（以下「定期使用候補者」という。）を募集するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により応募のあった者を審査し、定期使用候補者を決定するものとする。

（定期的企業使用の利用料）

- 第●条 定期的企業使用に係る利用料の額は、次の各号に掲げる経費を勘案し、算定するものとする。

- (1) 管理運営経費
- (2) 減価償却費相当額
- (3) その他市長が必要と認める経費

（定期的企業使用に係る使用承認の申請手続）

第●条 定期使用候補者が定期的企業使用により施設を使用しようとするときは、最初に使用する日の●日前までに定期的企業使用申込書（第●号様式）を市長に提出しなければならない。

（定期的企業使用に係る使用承認）

第●条 市長は、前条の規定により申請があったときは、その内容を審査のうえ、その可否を決定し、定期的企業使用承諾通知書（第●号様式）又は定期的企業使用不承諾通知書（第●号様式）を交付するものとする。

2 前項の規定により定期的企業使用の承認を受けた者（以下「定期使用者」という。）は、施設の使用の際、交付された定期的企業使用承諾通知書を携帯し、係員から要求があったときは、速やかに提示しなければならない。

（定期的企業使用に係る利用料の納付）

第●条 定期使用者は、前条第1項に規定する通知の日から最初に使用するまでの間に定期的企業使用に係る利用料を納付するものとする。

2 市長は、前項に規定する利用料について、必要に応じて分割納付させることができる。

（準用）

第●条 第●条及び第●条の規定は、定期使用者及び定期的企業使用の利用料について準用する。この場合において、同条中「使用者」とあるのは「定期使用者」と、「使用料」とあるのは「定期的企業使用に係る利用料」と読み替えるものとする。

別表

対象施設	時間帯
●●室	午後5時から午後10時まで